

平成25年

第4回市議会定例会 議案第16号

函館市産業支援センター条例の一部改正について

函館市産業支援センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年12月2日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市産業支援センター条例の一部を改正する条例

函館市産業支援センター条例（平成10年函館市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表備考第1項および第3項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

消費税法等の一部改正に伴い、産業支援センターの入居施設の使用料ならびにマルチメディアルームおよび開放施設の附属設備を商品の宣伝等の営利目的で使用する場合の使用料について消費税等相当分を改定するため